

令和5年度長野原町低所得世帯支援給付金 (追加分) のご案内 (1世帯あたり7万円)

受給には手続きが必要です

- 令和5年度長野原町低所得世帯支援給付金(追加分) (1世帯あたり7万円) は、住民税均等割非課税世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり7万円

給付金の支給時期

長野原町が確認書(または申請書)を受理した日から1か月後が目安です。

支給対象と申請の有無

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯



支給対象となる世帯

長野原町から対象と思われる世帯に
確認書か申請書が届きます(要返送)



※原則、令和5年1月1日から継続して日本国内に住所を有し、
基準日(令和5年12月1日)時点で長野原町に住民登録のある方が対象となります。

詳しくは裏面へ

給付金の支給手続き

令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、長野原町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、**返信してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



**世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方や
住民税未申告の者がいる場合**

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に長野原町役場町民生活課窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



注意事項



- 令和5年1月2日以降に国外から転入された方については、**対象外**となります。
- **申請期限は令和6年3月15日です。**

長野原町低所得世帯支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

長野原町役場 町民生活課 福祉係

令和5年度長野原町低所得世帯支援給付金（追加分） 担当



0279-82-2246

受付時間 8:30～17:15（土・日・祝を除く）